

67—11 P

特許権消滅後の特許異議の申立ての取扱い**1. 特許権消滅後の特許異議の申立ての取扱い**

無効審判においては、特許権の消滅後においても、請求することができる（[特 § 123③](#)）と規定しており、特許権の消滅後であっても審判の請求は可能である。

一方、特許異議の申立てにおいては、無効審判の上記規定と同様の規定がないことから、特許権消滅後の特許異議の申立ては予定していないと解される。

したがって、特許異議申立期間内の申立てであっても、申立ての対象となる特許権が消滅した後の申立てについては、対象となる特許権の存在しないものに対する特許異議の申立てであり、不適法な特許異議の申立てであることから、合議体は決定をもって特許異議の申立てを却下する（[特 § 120 の 8①](#)→[特 § 135](#)）。

なお、特許権消滅後であっても、利害関係人は無効審判を請求できることから、かかる取扱いにより、重大な不利益は生じない。

2. 特許異議の申立て後に特許権が消滅した場合の取扱い

特許異議の申立ての審理中に特許権が消滅した場合（特許権放棄、料金未納付、権利期間満了、[特 § 123①七](#)による無効など）であっても、特許異議の申立て時点において、その申立ては適法である。

仮に、特許権者が特許権を放棄等した場合に、審理中に特許権が消滅したことを理由に決定を行わないとすると、①特許権消滅までの審理期間の長短のみで、決定を行うか否かの結論が異なるのでは公平性を欠くことになる。②過去に特許権が存在していたことによる特許権者の利益はそのまま残ることになり、適法な特許異議の申立てをした特許異議申立人は、改めて無効審判を請求しなければならなくなる。

よって、特許権が消滅したことをもって、直ちに瑕疵ある特許の是正を図る

必要がなくなるものではないことから、特許権が初めから存在しなかったものとみなされる場合を除いて、決定を行う必要がある。

したがって、特許異議の申立てがされた後に特許権が消滅したときは、無効審判により特許無効となった場合や訂正審判又は訂正請求により全ての請求項が削除された場合など特許権が初めから存在しなかったものとみなされる場合を除き、審理を進め、決定をする。

(改訂 R5. 12)